



ひとくちに老後の住まいといっても、その選択肢は様々です。前回の特集その1「サービス付き高齢者向け住宅」に続いて「介護老人保健施設」と「小規模多機能型居宅介護」の二つを今回取り上げてみます。

介護老人保健施設とは？

「老健」（ろうけん）ってよく耳にしませんか？「「ろうけん」に3カ月入所して自宅に帰りました」って方が周りにいませんか？母親が自宅で転倒して〇〇病院で手術をしました。手術が終わってすぐに病院から言われたのが「手術後の状態が安定したら退院です、退院してどうしますか？」と言われました。総合病院はほとんどが急性期病院のため入院は長くて3週間（今は2週間）しか入院が出来ません。（複雑なシステムについての説明は長くなるので…）

殆どの方は「さあ困った、車椅子の状態では帰っても生活できない、家族は仕事もあるのでせめて伝い歩きができて一人でトイレに行けるようになるまで病院においてください」と思いますが。それはなかなかむずかしく病院は治療が終わったら退院という決まりがあります。（総合病院には亜急性期病棟というのがあり3カ月までは入院できます。がいっぱいの事が多いです）

その時に一つの選択肢として「介護老人保健施設」が登場します。退院しても家庭生活が困難な場合に病院と家の中間施設が「老健」です。※リハビリ病院に転院という選択肢もあります。介護を必要とする高齢者が自立をめざして家庭復帰をするために医師による医学的管理の

作業療法士によるリハビリテーションまた栄養管理、食事、入浴などの日常サービス全般の見守り介助をおこないます。

「老健」は最低1カ月長くて3カ月（半年、一年の場合もありますが）入所してしっかりリハビリをして家での生活が出来るように支援してくれます。

介護度が1～5までの人が利用できます。もちろんショートステイ（短い宿泊）としても利用できます。

このように「老人保健施設」とは「病状は安定しているものの一定の医療・介護や機能訓練が必要という人を対象にした施設です。家での生活を可能にするためのリハビリテーションが中心になる」施設です。

（ケアマネジャー 角崎多恵）



★高齢者の住まい 施設系★

介護が必要になってからの住み替え先として、介護保険が利用できる様々な施設があります。この中で、特別養護老人ホーム（特養）、老人保健施設（老健）、介護療養型医療施設（介護療養病床）は、65歳以上で要介護1以上から重度の要介護者まで受け入れています。

＜特別養護老人ホームの入所基準の厳格化＞

特別養護老人ホームは、現在は要介護1から入所する資格がありますが、これからはより介護の必要性の高い要介護3以上に限定されます。厳格化の対象は新規の入所者になるため、現在入っている要介護1～2の方はそのままです。